

個人情報ファイル簿

管理番号	農業委員会事務局001	
個人情報ファイルの名称	世帯台帳管理(台帳管理サブシステム)	
部署	農業委員会 農業委員会事務局 農業委員会事務局	
個人情報ファイルの利用目的	農地管理に係る事務	
記録項目	【農地法第52条の2】、所有者の氏名、農地の所在、地番、地目、面積、賃貸借等の種類、存続期間などの記録、【農地法施行規則第101条】、耕作者の氏名、整理番号、権利移動に係る手続きの根拠法、遊休農地の措置の実施状況、所有者の意向、農地の用途区分、農地中間管理権の状況、納税猶予の適用状況、その他必要な事項、【耕作証明書】、町内に住民登録がある耕作者及び世帯員の農業経営の面積を証明するもの、※農地や農業者に関する諸証明書の発行業務 ○金武町堆肥カード補助、農業機械補助、農地法3条に関する証明関係、【農地法運用通知第6】、現況地目、現況面積、10アールあたりに換算した借賃額、共有農地における共有者の情報、【農地法施行規則第102号】、固定資産課税台帳・住民基本台帳とのデータ照合、	
記録範囲	農家及びその世帯に属する者	
記録情報の収集方法	①農地法第3条に係る申請 ②農地法第4条に係る申請 ③農地法第5条に係る申請 ④農地法第18条第6(合意解約)届出 ⑤農地法第3条の3(相続)届出 ⑥非農地証明申請及び証明 ⑦現況証明願申請及び証明	
要配慮個人情報(・条 例要配慮個人情報) が含まれるときは、そ の旨	含まない	
記録情報の経常的提 供先	農林水産課(実施機関内)、金武町土地改良区(他実施機関)、農地中間管理機構(実施機関内団体外の行政機 関等)	
開示請求等を受理す る組織の名称及び所 在地	金武町役場総務課 〒904-1292 沖縄県国頭郡金武町字金武1番地	
訂正及び利用停止に 関する他の法令の規 定による特別の手續 等		
個人情報ファイルの 種別	法第60条第2項第1号(電算処理ファイル)	
政令第21条第7項に 該当するファイル	有	
行政機関等匿名加工 情報の提案募集をす る個人情報ファイル である旨	募集しない	
行政機関等匿名加工 情報の提案を受ける 組織の名称及び所在 地	-	
行政機関等匿名加工 情報の概要	-	
作成された行政機関 等匿名加工情報に関 する提案を受ける組 織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関 等匿名加工情報に関 する提案をすることが できる期間	-	
備考		

個人情報ファイル簿

管理番号	農業委員会事務局003	
個人情報ファイルの名称	耕作台帳管理(台帳管理サブシステム)	
部署	農業委員会 農業委員会事務局 農業委員会事務局	
個人情報ファイルの利用目的	農地の管理状況及び相続等に関する事務	
記録項目	①住所 ②氏名 ③所有農地地目 ④所有農地面積	
記録範囲	農地を所有している者及び農地を借用している者	
記録情報の収集方法	申請、届出	
要配慮個人情報(・条例要配慮個人情報)が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	実施機関内(農業委員会内)、他実施機関(農林水産課)、団体外の行政機関等(県内市町村農業委員会から資料提供等の要請があった場合)	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	金武町役場総務課 〒904-1292 沖縄県国頭郡金武町字金武1番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号(電算処理ファイル)	
政令第21条第7項に該当するファイル	有	
行政機関等匿名加工情報の提案募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
備考		